

岩手県意欲と能力のある林業経営体の登録に関する基準

1 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。

以下の(1)～(9)の項目のうち、当該林業経営体の事業内容に該当する項目の基準を全て満たしていること。ただし、(3)～(4)、(6)、(7)に関しては、1年以内に各項目の実施基準を満たすことが確実に見込まれる場合を含める。

項 目		基 準
(1) 施業集約化の取組	どちらかに該当	ア 地域の森林経営の主体となり施業の集約化等により、生産性の高い森林経営を実践している イ アと同様に施業の集約化等の取組を今後実践する
(2) 生産量の増加又は生産性の向上 ※1 事業は請負に全て発注している経営体は、生産性の目標は該当しない。 ※2 造林保育のみの事業を行っている経営体は、この項目に該当しない。	どちらかに該当	ア 5年間で約2割の増加(向上)又は3年間で約1割の増加(向上)の目標 イ 既に一定の基準(生産量に関し5,000 m <sup>3</sup> /年、生産性に関し間伐8 m <sup>3</sup> /人日、主伐11 m <sup>3</sup> /人日)以上の実績がある場合は、現状以上の目標
(3) 生産管理又は流通合理化等 ※事業を請負に全て発注している経営体は、この項目は該当しない。	ア、イの両方、又はウに該当	ア 生産管理 ・作業日誌の作成・分析による進捗管理 イ 流通合理化等 ・製材工場等需要者と直接的な取引又は、木材流通業者や森林組合系統などを通じた共同販売・共同出荷等 ウ アとイを1年以内に取り組む
(4) 主伐後の再造林の確保 ※主伐を実施しない経営体は、この項目は該当しない。	どちらかに該当	ア 主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有する イ アを1年以内に整備する
	どちらかに該当	ア 森林所有者への働きかけにより再造林など主伐後の適切な更新に取り組んでいる。 イ アを1年以内に取り組む
(5) 素材生産や造林・保育の実施体制の確保	どちらかに該当	ア 素材生産又は造林・保育で3年以上の実績 イ 所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年以上
(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等	どちらかに該当	ア 既に行動規範等を策定・遵守 イ アを1年以内に策定し遵守する

<p>(7)雇用管理の改善及び労働安全対策</p> <p>※事業を請負に全て発注している経営体は、この項目は該当しない。</p>	<p>ア、イの両方、又はウに該当</p>	<p>ア 雇用管理の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場作業職員の常用化などの雇用の安定化</li> <li>・現場作業職員への月給制度や週休2日制の導入、検討</li> <li>・計画的な研修実施などの教育訓練の充実</li> <li>・現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等への加入</li> </ul> <p>イ 労働安全対策の実行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクアセスメントの実施</li> <li>・防護具等の着用の徹底(チェーンソー用防護ズボン、ブーツ、ヘルメット等)</li> <li>・作業現場の安全巡回</li> </ul> <p>ウ アとイを1年以内に行う</p>
<p>(8)コンプライアンスの確保</p>	<p>全てに該当</p>	<p>ア 職員に対してコンプライアンスの教育を行っている</p> <p>イ 業務に関連して法令に違反していない(軽微な場合を除く)</p> <p>ウ 国、県、市町村から、入札参加資格の指名停止を受けていない</p>
<p>(9)常勤役員の設置</p>	<p>該当</p>	<p>法人においては、常勤の役員を設置している</p>

2 経営管理を確実にを行うための経理的な基礎を有すると認められること。

項 目		基 準
<p>(1)経理状況</p>	<p>両方に該当</p>	<p>ア 経理状況が良好(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財産目録</li> <li>・貸借対照表</li> <li>・収支計算書又は類似する書類</li> </ul> <p>イ 経営管理実施権の設定を受ける森林管理に関する経理を他と分離できる</p>

(※) 「経理状況が良好」とは、法人の場合は以下の1、2の全てを、個人の場合は以下の3に該当していることを指す。

1 自己資本比率が0%未満でないこと(債務超過でないこと)

2 経常利益金額等(損益計算書上の経常利益の金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額)が直近3年間において全ていずれもマイナスとなっていないこと

3 直近3年間の所得税の納税状況がすべてゼロとはなっていないこと

・1を満たさない場合は、中小企業診断士又は公認会計士から経営診断書を申請書に添

付し今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること

- ・ 2、3を満たさない場合は、中小企業診断士又は公認会計士、税理士等から経営診断書又はそれに準ずる書類を申請書に添付するなど今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること

### 3 添付書類の提出に関すること

実施要領第4第2項(1)から(9)の添付書類が提出され、内容が適切であること。